

○湯沢町MICE誘致推進事業補助金交付要綱

平成28年3月11日

要綱第2号

改正 平成30年5月25日要綱第28号

(趣旨)

第1条 町長は、湯沢町内に国際的、全国的な大会、会議及び産業見本市等のMICE誘致を推進し、町内の観光関連産業の活性化、湯沢町の知名度の向上及び交流を通じた地域活力を創造するため、MICEの主催者が開催に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湯沢町補助金交付規則（平成20年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「MICE」とは、学会、大会、会議、産業見本市、協議会、コンクール等をいう。また、その定義は次の各号のとおりとする。

(1) 学会・大会・会議

団体や組織の構成員や専門家等が特定の問題に対して意見・見解の交換、メッセージの伝達、討論、主張の公表などを行う集会をいう。

(2) 産業見本市

同一産業分野或いは関連産業分野の業界団体による技術の発表及び製品展示会等をいう。

(3) 競技会・コンクール・スポーツ大会

団体や組織の構成員や専門家等が特定の技術（職業、スポーツ及び芸術に限る）の向上・発展のために行う集会をいう。

(補助対象MICE)

第3条 補助金の交付対象とするMICEは、会場及び宿泊地を湯沢町内とするもので、次の各号の要件のいずれかに該当するもののうち、別表1に掲げるものとする。

(1) 湯沢町の海外・県外への知名度の向上に寄与するもの

(2) 湯沢町の産業、経済の活性化に寄与するもの

(3) 参加者と湯沢町民との交流を通して地域活力の創造に寄与するもの

(4) 湯沢町の学術・文化・国際交流の振興に寄与するもの

(5) その他町長が特に必要と認めるもの

2 以下のものは補助対象としない。

(1) 国又は地方公共団体の主催事業（ただし、国又は地方公共団体が他団体と共催する事業であり、かつ財政支出を伴わないものを除く。）

(2) 本制度とは別に町から補助金等の交付を受ける事業

(3) 開催順序が予め定められており、湯沢町の開催順となり実施される会議・大会。ただし全国大会、複数県にまたがる大会・会議等はこの限りではない。

（補助対象MICEの指定の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助対象MICE指定申請書（第1号様式）に、調査書、事業計画書、収支予算書、宿泊計画書、スポーツ大会の場合は大会プログラムその他の町長が必要と認める書類を添えて町長に提出し、補助金の交付対象の指定（以下「補助対象の指定」という。）を受けなければならない。

2 前項に規定する申請をすることができるものは、補助対象の指定を受けようとするMICEの主催者であるものとする。

（補助対象の指定等）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係るMICEが補助対象としての適格性を有するか否かを審査し、当該MICEが、補助対象としての適格性を有すると認められるときは当該MICEを補助対象として指定するとともにその旨を補助対象MICE指定通知書（第2号様式）により当該MICEの主催者に通知するものとする。当該MICEが補助対象としての適格性を有するものと認められないときはその旨及び理由を当該主催者に通知するものとする。

（交付の基準等）

第6条 町長は、第5条の指定を受けた主催者が補助対象MICEを開催した場合に、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付額は、学会・大会・会議及び競技会・コンクール・スポーツ大会にあつては補助対象MICEの宿泊者数により算出し、産業見本市等は出店舗数により算出する。交付額の算出方法等は別表2のとおりとする。

3 第3条第1項(5)に該当する場合の交付の基準は町長が別に定める。

4 MICE開催の広告等媒体において当補助金を活用していること、又は湯沢町のイメージアップに繋がる旨の記載をすること。

(変更の承認申請)

第7条 補助対象MICEの事業内容の変更(第8条に定める軽微な変更を除く。)をする場合には、変更承認申請書(第4号様式)を提出し、町長の承認を受けることとする。

2 町長は、前項で規定する書類の提出を受けた場合において、内容を審査し、適当と認められるときは、変更を承認した内容を変更承認通知書(第5号様式)により当該主催者に通知する。また、変更申請に係るMICEの内容が補助対象に該当しないと判断したときは、補助対象の指定を取り消し、その旨及び理由を当該主催者へ通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第7条に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象MICEの主催者に変更がある場合

(2) 補助予定額が2割を超え増減する場合

(交付申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする主催者は、補助対象MICEの完了の日から起算して、20日を経過した日又は補助対象MICEの完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(第3号様式)に調査書、収支決算書、宿泊実績報告書を関係書類とともに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

2 町長は、前項で規定する書類の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、そのMICEの内容が第3条で規定する指定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該主催者へ通知する。

(補助金交付の取消し及び返還請求)

第10条 町長は主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

2 補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(補助金の経理)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象MICEに係る経理について、他の経理と明確に区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(湯沢町コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱の廃止)

3 湯沢町コンベンション誘致推進事業補助金交付要綱(平成23年要綱第4号)は廃止する。

附 則(平成30年要綱第28号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

区分	目的	開催規模	参加者入場者	開催日数
学会・大会・会議等の大規模MICE	政治的、宗教的及び専ら営利的な目的を持たないこと	国際的、全国的又はブロックの規模を有すること	500人以上 (国外県外からの参加者が1/2以上で、参加者の2/3以上が湯沢町に宿泊するもの)	連続した2日以上
学術・文化・国際交流に関するMICE	湯沢町の学術・文化・国際交流の振興に特に寄与すると	と	200人以上 (国外県外からの参加者が1/2以上で、参加者	連続した2日以上

	認められ、かつ、政治的、宗教的及び専ら営利的な目的を持たないこと	の2/3以上が湯沢町に宿泊するもの)	
競技会・コンクール・スポーツ大会	政治的、宗教的及び専ら営利的な目的を持たないこと	50人以上とし、50人以上200人未満の場合は5チーム（団体）以上参加のこと （国外県外からの参加者が1/2以上で、参加者の2/3以上が湯沢町に宿泊するもの）	連続した2日以上
産業見本市等	政治的、宗教的及び専ら営利的な目的を持たないこと	延べ入場者3,000人以上	連続した2日以上
その他町長が特に必要と認めるMICE			

別表2（第6条関係）

MICE区分	単価設定等	備考																
学会・大会・会議 競技会・コンクール・スポーツ大会	<p>新規開催 （新規開催とは、以前に湯沢町コンベンション誘致推進事業補助金及び湯沢町MICE誘致推進事業補助金の交付を受けていないMICE）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会期</th> <th>県内者</th> <th>県外者</th> <th>国外者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2日</td> <td>600円</td> <td>600円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>600円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4日以上</td> <td>600円</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・参加者単価×宿泊者数＝補助額 ・限度額600,000円（算出された補助額を算入す</p>	会期	県内者	県外者	国外者	2日	600円	600円	2,000円	3日	600円	1,000円	3,000円	4日以上	600円	1,000円	5,000円	MICEの会期に応じて設定された県内者、県外者、国外者の単価をそれぞれの宿泊者数に乗じて得た額の合計額とする。
会期	県内者	県外者	国外者															
2日	600円	600円	2,000円															
3日	600円	1,000円	3,000円															
4日以上	600円	1,000円	5,000円															

	<p>ることにより収入が支出を上回る場合は、収支が一致する額を限度額とする。)</p> <p>以前に補助金の交付を受けているMICE (以前に湯沢町コンベンション誘致推進事業補助金及び湯沢町MICE誘致推進事業補助金の交付を受けているMICE。他の名称等で交付を受けていて実質の内容が変わらないMICEも含む)</p> <table border="1" data-bbox="456 703 1126 949"> <thead> <tr> <th>会期</th> <th>県内者</th> <th>県外者</th> <th>国外者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2日</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3日</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4日以上</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者単価×宿泊者数＝補助額</li> <li>限度額500,000円（算出された補助額を算入することにより収入が支出を上回る場合は、収支が一致する額を限度額とする。）</li> </ul>	会期	県内者	県外者	国外者	2日	500円	500円	2,000円	3日	500円	1,000円	3,000円	4日以上	500円	1,000円	5,000円	
会期	県内者	県外者	国外者															
2日	500円	500円	2,000円															
3日	500円	1,000円	3,000円															
4日以上	500円	1,000円	5,000円															
産業見本市等	<ul style="list-style-type: none"> <li>出店舗数×10,000円＝補助額 (出店舗とは1区画を1店舗とする)</li> <li>限度額500,000円（算出された補助額を算入することにより収入が支出を上回る場合は、収支が一致する額を限度額とする。）</li> </ul>	日数は開催期間（準備・撤去に係る期間は除く）を半日単位で把握する。																

第1号様式（第4条関係）

湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金  
補助対象 MICE 指定申請書

平成 年 月 日

湯沢町長 様

住所  
(申請者) 団体名  
代表者氏名 印

湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助対象 MICE の指定を受けたいので、第4条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. MICE  
名称：  
開催期間：
2. MICE 調査書（別紙1）
3. 事業計画書（MICE の内容がわかるもの）
4. 収支予算書（別紙2）
5. 宿泊計画書（別紙3）
6. その他参考書類（団体の規約、定款等）





別紙2

## 収支予算書

### (1) 収入

(単位：円)

科目	予算額	内訳	備考
町補助金			
その他補助金			
参加料等			
その他			
計			

### (2) 支出

(単位：円)

科目	予算額	内訳	備考
会場借上料			
印刷製本費			
広報宣伝費			
渡航滞在費			
その他			
計			

\*科目については例示を記載してあるが、任意で変更可能である。

## 宿 泊 計 画 書

年 月 日

団体名又は大会名 (MICE 名称)	
開 催 期 日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から
予定参加者数 内 県外者 内 国外者	合計 人 内 人 内 人 (国名 : )
予定宿泊者数 内 県外者 内 国外者	合計 人 内 人 内 人 (国名 : )
湯沢町内宿泊先 及び宿泊月日	宿泊施設名 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

様

湯沢町長 印

補助対象 MICE 指定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記条件を付して補助対象 MICE として指定したので通知します。

記

1. MICE

名 称：

開催期間：

2. 会場

3. 条件

- (1) 補助対象 MICE の事業内容の変更（湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金交付要綱第8条に定める軽微な変更を除く。）を行なう場合には町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象 MICE を中止又は廃止する場合には町長に届け出ること。

第3号様式（第9条関係）

平成 年度 湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金  
交 付 申 請 書 兼 実 績 報 告 書

平成 年 月 日

湯沢町長 様

住所  
(申請者) 団体名  
代表者氏名 印

湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金交付要綱第9条の規定による補助金の交付を受けたいので、湯沢町補助金等交付規則第8条の規定により、補助金 円を交付されるよう申請するとともに、同規則第12条の規定により実績を報告します。

記

1. MICE

名 称 :

開催期間 :

2. MICE 調査書 (別紙1)

3. 収支決算書 (別紙4)

4. 大会・会議等にあつては宿泊実績報告書 (別紙5)

産業見本市等にあつては延べ参加者数についての報告書

5. 産業見本市等にあつては展示面積及び開催期間のわかるもの

6. その他当該 MICE の開催内容のわかる書類

7. 大会の全景がわかる写真等

## 収支決算書

## (1) 収入

(単位：円)

科目	決算額	内訳	備考
町補助金			
その他補助金			
参加料等			
その他			
計			

## (2) 支出

(単位：円)

科目	決算額	内訳	備考
会場借上料			
印刷製本費			
広報宣伝費			
渡航滞在費			
その他			
計			

\*科目については例示を記載してあるが、任意で変更可能である。

\*決算について監査を受けた旨を証すること。

## 宿 泊 実 績 報 告 書

年 月 日

団体名又は大会名 (MICE 名称)	
開 催 期 日	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から
予定参加者数 内 県外者 内 国外者	合計 人 内 人 内 人 (国名: )
予定宿泊者数 内 県外者 内 国外者	合計 人 内 人 内 人 (国名: )
湯沢町内宿泊先 及び宿泊月日	宿泊施設名 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

☆ 裏面に宿泊施設の請求明細書・領収書の写し（宿泊人数が記載されたもの）を必ず添付してください。

第4号様式（第7条関係）

湯沢町 MICE 誘致推進事業  
補助金変更承認申請書

平成 年 月 日

湯沢町長 様

住所  
(申請者) 団体名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で町長指定された湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金補助対象 MICE について、下記の理由により事業内容（又は経費の配分）を変更したいので承認されるよう湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. MICE

名 称 :

開催期間 :

2. 変更の理由（添付すること）

3. 変更事業計画の内容（別紙1に準じて作成すること）

4. 変更収支予算書（別紙2に準じて作成すること）

第5号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

様

湯沢町長 印

湯沢町 MICE 誘致推進事業  
補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった湯沢町 MICE 誘致推進事業補助金変更承認申請  
について、下記のとおりとしたので通知します。

記

1. MICE

名 称 :

開催期間 :

2. 承認の可否

3. 承認の内容



第 1 号様式 (第 4 条関係)

第 2 号様式 (第 5 条関係)

第 3 号様式 (第 9 条関係)

第 4 号様式 (第 7 条関係)

第 5 号様式 (第 7 条関係)